

第4次秋田市行政改革大綱

平成18年3月

秋 田 市

〔目次〕

第1編 基本的事項

1 第4次秋田市行政改革大綱策定の目的	．．．．．	P 1
2 改革の視点	．．．．．	P 2
3 計画期間	．．．．．	P 2
4 行政改革大綱の体系	．．．．．	P 3

第2編 改革実施項目

第1章 分権型社会に対応した行政経営システムの確立

第1節 市政運営における評価と改善のシステム確立と事務事業の見直し	．．．	P 4
第2節 組織・人事・給与の見直し	．．．．．	P 6
第3節 (仮称)市民サービスセンターの整備	．．．．．	P 8

第2章 市民協働による地域経営の実現

第1節 市民協働の推進	．．．．．	P 8
第2節 市民力・地域力の発揮に向けた取組の推進	．．．．．	P 8

第3章 民間活力の導入(行政の担うべき役割の重点化)

第1節 民間委託等の推進	．．．．．	P 9
第2節 指定管理者制度の活用	．．．．．	P 10
第3節 行政の担うべき役割の重点化	．．．．．	P 11

第4章 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化

第1節 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化	．．．．．	P 12
第2節 自主性・自立性の高い財政運営の確保	．．．．．	P 14
第3節 市有財産の有効活用	．．．．．	P 16

第5章 事務の電子化と効率化による市民サービス向上(電子自治体の推進)

第1節 行政サービスの電子化による電子自治体の実現	．．．．．	P 16
---------------------------	-------	------

第6章 安全・安心なまちづくりとコンプライアンスの徹底

第1節 コンプライアンスの徹底	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
第2節 危機管理体制の充実・強化	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18

第7章 地方公営企業改革の推進

第1節 組織・人事・給与の見直し	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
第2節 経営改革の実施	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19

第3編 資料

1 受益と負担の適正化指針	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
2 秋田市行政改革推進本部設置要綱	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
3 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 26

第1編 基本的事項

1 第4次秋田市行政改革大綱の策定に当たって

本市では、地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に応え得る、簡素で効率的、かつ創造的な行財政運営の再構築を目指し、昭和60年に秋田市行政改革推進本部を設置するとともに、平成7年から3次にわたる行政改革大綱を策定し、改革の推進に努めてきた。平成15年度を初年度とする「第3次秋田市行政改革大綱」においては、平成17年度末で実施項目の約9割を達成するなど、着実な成果をあげてきたところである。

一方、地方自治体を取り巻く環境の変化は、規模、速度ともに拡大してきている。少子・高齢社会の進展やグローバル化など、社会構造の変化がさらに進むことは確実であり、国と地方の関係や公共のあり方の見直しなど、あらゆる分野において国を挙げた構造改革の取組が進みつつある。こうした流れの中で、地方自治体には、自主自立による持続可能な地域社会の構築が強く求められている。

本市においても平成17年1月に河辺、雄和両町との市町合併により新生・秋田市となったところであり、地方自治体として、時代の変化に対応し得る力を維持するためには、今までにも増して、必要な改革の取組を市民とともに進めていくことが不可欠である。

このような状況と本市がこれまで実施してきた行政改革の課題や秋田市行政改革推進市民委員会からの提言^(注1)などを踏まえつつ、国の構造改革や分権型社会の進展を始めとする社会経済情勢の大きな変化に的確に対応する改革の指針として、平成18年度を初年度とする「第4次秋田市行政改革大綱（以下「第4次大綱」という。）」を策定したものである。

なお、第4次大綱は平成17年3月29日に総務省より示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行革指針」という。）」における「集中改革プラン」に当たるものである。

[第4次行革大綱策定の目的]

社会経済情勢の変化等に対応できる「自主自立による持続可能な地域社会の構築」を進めるために必要なしくみをつくること

[策定背景]

第3次秋田市行政改革大綱が平成17年度で計画期間が終了することから、新たな改革の指針が必要

市町合併により新生・秋田市となったことから、新市の行政区域と歳入歳出構造を前提とする改革指針が必要

国の新地方行革指針に示された集中改革プランの要件を満たすこと

2 改革の視点

第3次大綱で進めてきた市民志向・成果志向の行政経営^(注2)への転換をさらに推進するとともに、分権型社会に対応できる市民協働による地域経営^(注3)へ転換するため、以下の7つの視点から、行政改革の推進を図る。

- (1) 分権型社会に対応した行政経営システムの確立
- (2) 市民協働による地域経営の実現
- (3) 民間活力の導入（行政の担うべき役割の重点化）
- (4) 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化
- (5) 事務の電子化と効率化による市民サービス向上（電子自治体の推進）
- (6) 安全・安心なまちづくりとコンプライアンス⁴の徹底
- (7) 地方公営企業改革の推進

3 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5カ年を計画期間とする。

注1) 秋田市行政改革推進市民委員会からの提言

平成17年7月に設置された同委員会が、行政改革を進める上での主要な事項のひとつである受益と負担の適正化などについての提言をとりまとめ、平成18年2月に市長に提出したもの。同委員会は、同委員会設置要綱に基づき設置されたもので、有識者8名、公募市民2名で構成された。

注2) 行政経営

地域社会をより良くしていくため、行政の運営を従来の管理主体のものから民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れた運営手法に転換しながら、市民の視点に立ち、成果を重視し、自らの判断と責任で行政活動を展開していくことをいう。

注3) 地域経営

持続可能な地域社会を構築していくため、住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動している多種多様な人々が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、地域づくりを実践していく形態をいう。

注4) コンプライアンス

一般的に、法令や規範を遵守することをいう。第4次大綱では、より広い意味でのコンプライアンスとして、ルールや規則、法規範はもとより、社会良識、社会ルールの遵守などまでにも踏み込んだ市民に信頼される市政運営への取組をいうものとする。

4 行政改革大綱の体系

社会経済情勢の変化等に対応できる「自主自立による持続可能な地域社会の構築」を進めるために必要なしくみをつくる

第1章 分権型社会に対応した行政経営システムの確立

第1節 市政運営における評価と改善のシステム確立と事務事業の見直し

第2節 組織・人事・給与の見直し

第3節 (仮称)市民サービスセンターの整備

第2章 市民協働による地域経営の実現

第1節 市民協働の推進

第2節 市民力・地域力の発揮に向けた取組の推進

第3章 民間活力の導入(行政の担うべき役割の重点化)

第1節 民間委託等の推進

第2節 指定管理者制度の活用

第3節 行政の担うべき役割の重点化

第4章 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化

第1節 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化

第2節 自主性・自立性の高い財政運営の確保

第3節 市有財産の有効活用

第5章 事務の電子化と効率化による市民サービス向上(電子自治体の推進)

第1節 行政サービスの電子化による電子自治体の実現

第6章 安全・安心なまちづくりとコンプライアンスの徹底

第1節 コンプライアンスの徹底

第2節 危機管理体制の充実・強化

第7章 地方公営企業改革の推進

第1節 組織・人事・給与の見直し

第2節 経営改革の実施

第2編 改革実施項目 全112項目

第1章 分権型社会に対応した行政経営システムの確立（29項目）

分権型社会においては、自治体の自主自立が一層強く求められることから、社会経済情勢の変化等に的確に対応できる行政運営のしくみの確立が不可欠である。

そのために、行政運営における理念と目的の明確化や行政評価システムを活用した評価と改善のしくみを運用することなどにより、限りある行政経営資源（定員、財源、資産等）の効果的かつ効率的な活用と市民への説明責任を果たすことのできる市民志向・成果志向の行政経営システムの確立を推進する。

第1節 市政運営における評価と改善のシステム確立と事務事業の見直し

（13項目）

1 行政評価の効果的、積極的な活用（PDCAサイクル^(注5)の強化、行政運営全般における目標管理体制の確立）（18～22年度）^(注6)

行政経営システムを確立して行政としての生産性を向上させるため、行政評価システムを改良しつつ活用していく。各組織等において、本市政策体系との整合性の下に達成目標を検証可能な形で具体的に設定するとともに、執行後の評価・検証結果が施策形成や行政経営資源配分、組織編成等の意思決定過程に的確に反映されるしくみを構築する。

2 外部評価制度導入の検討と評価結果公表のあり方の検討（18年度）

行政が主体的に行う内部評価を補完し、評価に客観性と多面性を持たせるため、市民や外部の専門家等の視点から評価を行う事業仕分け手法をはじめとする外部評価を試行しながら制度化を図っていくとともに、評価関連情報を市民等に分かりやすく伝える手法を開発していく。

3 庶務的業務の見直しと効率化（18～19年度）

庶務的業務の効率化を図るため、庶務的業務の分析を行った上で、業務の集中化や職員配置の見直しを図る。

4 文書管理のあり方の見直しと効率化（18年度～）

総合文書管理システムを導入し、文書管理事務の効率化を図る。

5 インターネット情報の充実（18年度）

インターネットを活用し、市政情報のさらなる発信と透明性の向上を目指す。

6 斎場施設管理方法の見直し（23年度～）

斎場の施設管理方法について、効率的な管理および市民サービスの向上を図るため、管理方法の見直しを行う。

7 市営墓地管理方法の見直し（21年度～）

市営墓地の管理方法について、効率的な管理および市民サービスの向上を図るため、管理方法の見直しを行う。

8 地域センターのあり方についての検討（18年度～）

市民サービスセンター構想と合わせ地域センターのあり方についての検討を行う。

9 公共下水道、農業集落排水、浄化槽の一体的運用（18年度～）

生活排水処理施設整備事業の効率化を図る。

10 大森山動物園の事務・事業のあり方の見直し（21年度）

市政運営における大森山動物園の事務事業の明確化を図る。

11 市営住宅の管理運営のあり方の見直し（18年度～）

真に住宅に困窮する者に住宅を提供するため、公平で効率的な市営住宅の管理運営について検討する。

12 短大の自己点検・評価の実施および外部認証評価機関による評価（18～20年度）

平成16年4月施行の学校教育法の一部改正に伴い、教育研究水準の向上に資するため、7年に1度大学の研究、組織および運営ならび施設および設備の状況について自ら自己点検・評価を行う「認証評価の義務」が生じた。このことを契機に、学内で自己点検・評価を実施。結果に基づく改善を図った後に、20年度を目処に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受ける。

13 市立病院の経営健全化について（18～19年度）

進歩する医療技術と多様化する患者ニーズに合わせながら、病院経営の健全化を推進する。

注5) P D C Aサイクル

従来の「計画(Plan) 実施(Do)」ではなく、「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) 改善(Action)」により、継続的に改革改善を行っていくサイクルをいう。

注6) 改革実施項目末尾の(年度)

改革実施項目の実施予定年度であり、原則として「平成」の年号を省略している。

第2節 組織・人事・給与の見直し（14項目）

1 適正な定員管理の推進（18～22年度）

新定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る。

[定員管理数値目標]

平成22年度までの集中改革プラン中の削減数は、5年間で241人(6.8%)とし、平成22年4月1日における総職員数を3,293人とする。

なお、市民生活の安全、安心の確保に直結する消防職、病院医療職については、削減の対象外とすることから、同職を除いた削減率は8.9%となる。

区 分	全職員を対象としたもの			消防職、病院医療職を除いたもの		
	職員数 (人)	削減数 (人)	削減率 (%)	職員数 (人)	削減数 (人)	削減率 (%)
基準年 平成17年4月1日	3,534			2,712		
5年後 平成22年4月1日	3,293	241	6.8	2,471	241	8.9
退職者見込み数		383			338	
採用者見込み数		142			97	
10年後 平成27年4月1日	3,178	356	10.1	2,353	356	13.1

2 職員給与の適正化（18年度～）

市民の信頼と納得を得られる市政運営のため、職員給与の一層の適正化に努める。

3 部局の人事権限の強化（18年度～）

分権型社会に対応した庁内分権化の取組の一環として、人事権限の一部を各部局に移行する。

4 人事評価制度の制度定着と評価結果の活用のあり方の検討（18年度～）

職員の能力と意欲を高め、市民サービスの向上につなげるため、透明性・納得性の高い人事評価制度の運用を進める。

5 長期的視点に立った人材の育成（18年度）

激変する社会情勢の中にあって、高い使命感と意欲のもと、その専門能力と業務遂行能力を十二分に発揮できる職員を育成するため、長期的な視点に立った人材育成に取り組む。

6 決裁権限の見直しと組織のフラット化（18年度～）

簡素で効率的な行政経営を行うため、組織機構等の見直しを推進する。

7 市勢活性化のための推進本部の設置（18年度）

街の活性化に向けた戦略的な都市経営のため、総合的な視点からの計画立案や関係部局間の事業調整を行う部局横断的な組織として市勢活性化推進本部を設置する。

8 本庁と（仮称）市民サービスセンターとの役割分担の確立（21年度）

現在本庁が行っている行政サービスのうち地域性を有するものについては、（仮称）市民サービスセンターへ可能な限り、権限や予算を移譲し、全市的な課題は本庁で、地域課題については（仮称）市民サービスセンターで対応するという役割分担を確立する。

9 （仮称）自治振興局の新設（19～21年度）

7つの市民サービスセンターの連携や事業の地域間調整を図る組織づくりを行う。
河辺・雄和両市民センターについて、都市内地域分権構想に基づき、市民サービスセンターへの移行を行う。

10 学内事務組織の見直し（18年度～）

行政事務処理や教員の教育研究活動支援業務を中心とする組織に止まらず、学長のリーダーシップの下で、自主自立で個性ある大学運営推進に対応できる学内事務組織の見直しを検討する。

11 学校校務員業務の適正化と効率化（18年度～）

学校校務員の配置について、学校の実状に即した適正な人員配置の見直しを図る。
また、学校校務員の退職者不補充による欠員について、OB職員の任用や民間への業務委託など正職員以外の配置を検討しながら学校校務員業務実施の適正化と効率化を図る。

12 学校給食業務の適正化（18年度～）

退職によって生じる調理員の減員については、当面パート職員の導入を進めるとともに、学校給食業務の適正化を図るため、民間委託も視野に入れながら、コスト面のみならず安全性・効率性等を含め総合的に検討する。

13 消防団組織の充実強化（18～22年度）

消防団を取り巻く諸課題を解決して組織の充実強化を図るため、組織のあり方と適正な団員定数について検討するとともに活動環境等を整備する。

14 消防組織体制の見直し（18年度～）

社会情勢が加速度的に変化する中、消防が多種多様なニーズと新たな要因・事象等に的確に対応し、その総合力を十分発揮する組織であるために、従来の組織体制に検討を加え、社会情勢に即応し得る機動的かつ活力ある組織体制を実現する。

第3節 (仮称)市民サービスセンターの整備(2項目)

1 (仮称)市民サービスセンターの整備(21年度~)

市民協働と都市内地域分権の活動拠点として市内7地域に(仮称)市民サービスセンターを整備する。また、整備に当たっては、支所等と公共施設の複合化を図り、総合的な整備を行うこととする。

2 (仮称)市民サービスセンターにおける行政機能の整備(21年度)

現在、本庁で実施している行政サービスのうち、地域性を有する行政サービスの権限や予算の移譲を受け、地域の市民に身近な行政サービスを提供するとともに、地域振興を図るための施策を実施する。

第2章 市民協働による地域経営の実現(3項目)

地域を構成する様々な主体が、価値観の違いを踏まえながらも、地域の課題とまちづくりのビジョンや目標を共有し、相互の合意により役割を分担し、具体的な活動を実践していく「地域経営」を実現していく必要がある。

そのために、市民と行政との情報共有の推進や、市民やNPOなど多様な主体により公共サービスが提供できる環境の整備に取り組む。

第1節 市民協働の推進(1項目)

1 市民協働の推進(18年度)

地域における様々な課題を市民自らが取り組み、解決していくことができるしくみづくりを推進する。

第2節 市民力・地域力の発揮に向けた取組の推進(2項目)

1 地域愛の形成(19年度)

市民が自分の住む地域に愛着を持ち、市民自らが地域の課題に取り組み、解決していくことが可能となるしくみを構築する。

2 (仮称)地域づくり組織等の結成支援(21年度)

小学校区単位などの地区を基礎として「地区づくり組織」を、7つの(仮称)市民サービスセンター単位に「地域づくり組織」を結成し、これらの組織と市が連携して、それぞれの役割を發揮し合うことにより、地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくりを展開できるようにする。

第3章 民間活力の導入（行政の担うべき役割の重点化）（19項目）

これまで行政が主として行ってきた事業やサービスについて、行政が直接行うより民間に任せ方が妥当と考えられるものについては、地域のさまざまな力を活用しつつ、行政自らが担う役割を重点化していく必要がある。

そのために、行政が関与すべき範囲と程度を検討した上で、市民と行政の役割分担を決め、事業やサービスの質や効率性、安定性や公平性、行政責任の確保などに留意しながら、民間活力の導入に取り組む。

第1節 民間委託等の推進（6項目）

1 公立保育所の民間移行（18～21年度）

公立保育所の民間移行を進めることで、多様化する保育ニーズに対応する。

2 ごみ収集業務の民間委託（18～22年度）

直営で行っている市中心部のごみ収集業務について、現在と同様のサービスを維持しながら段階的に民間委託へ移行する。

3 案内業務等の委託（18～20年度）

電話交換業務を民間委託する。施設見学用マイクロバスの運転業務で正職員以外を活用する。

4 諸証明書等発行業務の民間委託について（20年度～）

サービスの質の維持向上を図るため、諸証明書等の発行業務の民間委託の検討を行う。

5 市営住宅管理業務民間委託の検討（18年度）

市営住宅の管理業務について、現在と同様のサービスを維持しながら民間委託が可能かどうか検討する。

6 病院施設中央監視業務の委託について（18年度～）

行政コストを精査した上で、病院事業のアウトソーシング^{（注7）}を進め、民間活力を導入する。

注7）アウトソーシング

一般的には外部委託することをいう。自らの組織が行っている分野で、組織外により優れた経営資源があるならば自らの組織で行うのをやめて、外部の経営資源を活用していくという考え方である。

第2節 指定管理者制度の活用（7項目）

1 指定管理者制度の計画的な導入（18～22年度）

公の施設の管理において、設置者責任の確保と施設設置目的等を踏まえつつ、市民に対するサービスの向上や経費の縮減等を図るため、指定管理者制度の導入を計画的に進める。本大綱に掲げられた導入予定施設は、全施設を対象とした検討作業において、施設特性や管理のあり方等を踏まえた上で導入可能性が認められた施設のうち、大綱計画期間中に導入が見込めるとされたものである。

[指定管理者導入可能性調査結果]

(1) 主要な公の施設数	=	573 施設
(2) 制度導入済みの施設数	=	34 施設
(3) 計画期間内に制度導入を検討し 順次制度導入を進める施設	=	102 施設

[備考]

注1：いずれも平成18年4月1日における見込み数である。

注2：(3)の内訳は、コミュニティセンター(19)、スポーツ施設(25)、文化施設(7)、児童館(36)、公民館等(11)、斎場(1)、墓地(3)である。括弧内は施設数

注3：計画期間内に導入の検討外とされた施設は、学校、市営住宅関連施設、上下水道・農業集落排水関連施設、廃棄物処理施設等である。

2 コミュニティセンター等への指定管理者の導入（18年度～）

コミュニティセンター等への指定管理者の導入を推進する。

3 観光施設の指定管理者制度の活用（20年度～）

指定管理者制度を導入することになった公の施設について、役割や活用方法等の検証をし、適宜見直しをしていく。

4 農林水産施設の指定管理者制度の計画的な導入（18～22年度）

公の農林水産施設のあり方について検証する。

5 スポーツ施設への指定管理者制度の導入（18～20年度）

スポーツ施設の管理運営のあり方について検証し、指定管理者の導入を図る。

6 文化施設への指定管理者制度の導入（18～22年度）

文化施設の管理運営業務のあり方について検証し、指定管理者制度の導入を図る。

7 児童館への指定管理者制度の導入（18～22年度）

児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童館の管理運営について検証し、指定管理者制度の導入を図る。

第3節 行政の担うべき役割の重点化（6項目）

1 PFI^{（注8）}手法の検討（18年度～）

PFI手法は、これまで公共が担ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間に委ねることにより、公共サービスのより一層の効率化と財政的負担の軽減を図ることが目的であることから、この手法を精査しながら、研究を進める。

2 河辺地域振興（株）と（株）雄和振興公社の見直し（19年度～）

河辺地域振興（株）と（株）雄和振興公社の経営改善を図る。

3 中央卸売市場のあり方の見直し（18～22年度）

中央卸売市場を取り巻く情勢の変化などに対応するため、指定管理者制度の活用や民間委託等を検討し、施設の整備および管理の効率化を図る。

4 公共交通のあり方の見直し（18年度～）

高齢化の進行による「交通弱者」の増加や規制緩和等に対応するため、特に市民生活の移動手段として重要な役割を担っているバスを中心に、本市に適した公共交通体系の具体化について検討・改善し、市民・事業者等との連携・役割分担のもと、市民の移動手段の確保と充実を図る。

5 市営住宅整備におけるPFI手法等の導入（18年度～）

老朽化が著しく建替えを必要としている市営住宅について、PFI手法等の導入を検討し整備を行う。

6 公民館のあり方や管理運営方法の見直し（18～22年度）

公民館の管理運営方法を見直し、生涯学習時代に即した体制を構築する。

注8）PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。イギリスで誕生した公共事業の新しい手法のことであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う。平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称「PFI法」）が施行された。

第4章 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化（37項目）

公共サービスの提供に当たっては、自主性・自律性の高い財政運営の確保を前提に、市民の理解と合意を得ながら公平性や妥当性を考慮しつつ、真に必要な行政サービスの維持・向上に取り組んでいく必要がある。

そのために、財源の確保や歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに自主的かつ主体的に財政構造の改善に取り組む。また、市が提供する公共サービスの質や量、それに要する様々なコスト、適正な負担の程度を明確にした上で、受益者と非受益者とのバランスを考慮して、施設使用料・手数料などの適正化を進める。

第1節 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化（24項目）

1 受益と負担の適正化指針確立による使用料、手数料の見直し（18～22年度）

本市が提供するサービスの利用に係る受益と負担の適正化を図るため、第4次秋田市行政改革大綱に定める受益と負担の適正化指針に基づき、手数料や使用料の見直しを実施する。（第3編に資料として添付）

2 職員互助会運営費補助金の見直し（18年度～）

職員互助会に対する運営費補助金を削減し、福利給付事業には補助金を充てないよう見直しを図る。

3 補助金改革（18年度～）

補助金のあり方を見直す。

4 法定外公共物使用料の適正化について（22年度）

法定外公共物（道路、水路）と法定公共物（市道等）との使用料の公平性を確保するため、使用料の見直しの必要性について検討する。

5 飲料水対策事業の見直し（18年度～）

飲料水対策について、給水区域内地域の上水道加入を促進し、補助金を廃止する。

6 斎場使用料の見直し（23年度）

斎場の使用料について、受益と負担の適正化に向け、有料化を検討する。

7 社会福祉施設振興費補助金の見直し（18年度）

社会福祉法人が社会福祉施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた整備資金に係る償還元金に対する助成制度を見直しする。

8 高齢者福祉施設整備資金借入利子補助の見直し（18～22年度）

社会福祉法人が高齢者福祉施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた整備資金に係る、利子の支払いに要する経費に対し助成する制度を見直す。

9 衛生関係手数料の適正化（18年度～）

法律に基づく申請等の手数料について、同様の業務を行っている県との調整を図りながら「受益と負担の適正化実施基準」に基づき、必要な見直しを行う。

10 健康診査および各種検診の自己負担金の適正化（18年度～）

受益と負担の適正化に係る実施基準および老人保健事業における国の費用徴収基準に準じ、健康診査および各種検診の自己負担金の適正化を図るため、18年度以降も、健康診査および各種検診の自己負担金が委託単価の約3割となるよう、引き続き受診者数や予算枠を見ながら段階的に実施していく。

また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。

11 観光施設利用料金・使用料の適正化について（19年度～）

公の観光施設の利用料金・使用料を、設置目的にあわせた料金設定にするため見直す。

12 勤労者福祉施設の利用料金の適正化（18年度～）

勤労者福祉施設の利用料金を見直す。

13 高齢者就業機会確保事業費補助金の見直し（18年度～）

シルバー人材センターに対する高齢者就業機会確保事業費補助金を見直す。

14 秋田市勤労者福祉サービスセンター補助金の見直し（18年度～）

秋田市勤労者福祉サービスセンターに対する中小企業福祉事業費補助金を見直す。

15 秋田港振興センター施設使用料の適正化（18年度）

秋田港振興センター施設使用料の見直しを行う。

16 秋田ポートタワーセリオンの運営見直し（19年度～）

平成18年度中に買収予定の秋田ポートタワーセリオンについて、秋田港のにぎわいづくりに資するため、市施設として効果的・効率的な運営を目指す。

17 大森山動物園入園料の適正化について（21年度）

大森山動物園入園料の適正化について検討する。

18 農林水産施設利用料金・使用料の適正化について（18～21年度）

農林水産施設の利用料金・使用料の適正化について検討する。

19 公共事業のトータルコスト縮減（18年度）

従来のイニシャルコスト（初期投資）縮減対策に加えて、維持管理費の縮減にも取り組み、公共事業のトータルコスト縮減に資する。

20 公園施設の施設使用料の適正化について（19年度）

公園施設の施設使用料を設置目的に合わせ見直しする。

21 秋田市民交流プラザ使用料の適正化（20年度）

秋田市民交流プラザ有料施設について、受益と負担の適正化の考え方に基づき、施設使用料を定める。

22 スポーツ施設の施設使用料の適正化について（18～19年度）

スポーツ施設の設置目的に応じた施設使用料の見直しを図る。

23 文化施設の観覧料および使用料の適正化について（19年度）

文化施設の設置目的に応じた観覧料および使用料の見直しを図る。

24 公民館・児童館等の使用料の適正化について（18～19年度）

公民館・児童館等の設置目的に応じた施設使用料の見直しを図る。

第2節 自主性・自立性の高い財政運営の確保（10項目）

[財政健全化目標]

以下の財政健全化目標を設定し、財政の健全化に努める。

経常収支比率^(注9) = 85%以下

実質公債費比率^(注10) = 18%以下

地方債依存度^(注11) = 15%以下

1 市ホームページへの民間広告の掲載（18年度～）

市ホームページへの民間広告の掲載について検討し、新たな財源とする。

2 企業会計・特別会計のあり方と一般会計からの繰出の見直し（18年度～）

企業会計・特別会計への一般会計からの繰出について見直しを検討する。

3 新規財源についての調査研究の実施（18年度～）

新規財源について調査研究を行い、導入の可能性について検討を行う。

4 バランスシート、行政コスト計算書等の作成公表（18年度～）

バランスシート^(注12)、行政コスト計算書^(注13)等を作成、公表し、市民が秋田市の財政状況について総合的に把握、理解できる情報が提供されることにより、チェック機能を果たすようになることを目指す。

5 税収の確保（18年度～）

本市の市税徴収率は徴収率全体では低下傾向にある。この状況の中、合理的で効率的な徴収強化に取り組む。

6 国民健康保険税の収納率向上（18年度～）

国民健康保険税の収入を確保するため、徴収体制等の見直しにより、収納率の向上や滞納額の縮減に努め、自主財源の確保を図る。

7 公用車の運転業務（18年度）

公用車の運転者を見直すことにより、行政コストの削減を図る。

8 簡素で効率的な国体の開催準備、運営（18～19年度）

大会に参加する各選手が、日頃の練習成果を遺憾なく発揮できるような良好な競技環境を提供することに配慮しながら、可能な限り簡素で効率的な大会の準備、運営を目指す。

9 スポーツ施設への常設広告の募集（18～19年度）

スポーツ施設への常設広告を募集し、歳入の確保を図る。

10 文化施設等における新たな財源確保について（19年度～）

文化施設等において、収蔵資料等の撮影やフィルム貸出等の有料化、印刷物への有料広告の掲載および各種助成金・協賛金等の財源化を検討する。

注9) 経常収支比率

人件費や公債費などの毎年度決まって支出していく経常的経費に対して、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度使われるのかを示す指標で、財政構造の弾力性を判断するために用いられる。

注10) 実質公債費比率

地方債発行の許可制から協議制への移行に伴い、今までの起債許可制限比率に一定の見直しを行い、より精緻な数値として算定するもの。一般財源に占める公債費の割合の大きさを示す比率で、これが一定の限度を超えると、地方債の発行に制限が加えられる。

注11) 地方債依存度

一般会計の歳入の総額に占める市債の割合で、市債への依存度を示す指標である。

注12) バランスシート

一定の時点において保有する、すべての資産、負債、資本の残高を総括的に対照表示し、財政状態を明らかにする報告書のこと。貸借対照表ともいう。

注13) 行政コスト計算書

行政活動の中で大きな比重を占める人的なサービスや給付サービスなどの資産の形成につながらない行政サービスについて、一年間の提供の状況をコスト面から把握し、その状況を明らかにするための計算書のこと。

第3節 市有財産の有効活用（3項目）

1 市有財産の総合的な活用体制の整備（22年度）

市全体的な視点から市有財産の適正かつ効率的な運用と高度な活用を図るため、市有財産データの一括管理や総合調整機能の強化など、総合的な活用体制について検討する。

2 雄和糠塚地区市有財産の有効活用について（20年度～）

雄和糠塚地区の民間資本活用区域について、エリアのゾーニングの見直しや活用方法の再検討をする。

3 利用見込みのない市有財産（農林水産施設）の処分推進（18～21年度）

雄和山水荘について、市民の利用見込みが少ないことから、処分を検討する。

第5章 事務の電子化と効率化による市民サービス向上（電子自治体の推進）（14項目）

市が行う事務等の電子化は、市民の利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化、信頼性および透明性を大きく向上させる可能性を持っており、適切に導入していくことが必要である。

そのために、情報セキュリティの確保や導入・運用コスト等に留意しながら、効果が見込める行政分野に対するICT技術^(注14)の導入と活用を積極的に進め、電子自治体化に取り組む。

第1節 行政サービスの電子化による電子自治体の実現（14項目）

1 総合文書管理システムの構築（18年度～）

総合文書管理システムを導入し、文書管理事務の効率化を図る。

2 電子自治体化の推進方策の見直し（18年度～）

電子自治体を推進するため、より強固で効率的な体制を構築する。

3 システムの適正調達能力の向上（19年度～）

電子自治体を推進する上で、コストの適正化を図るため、各種導入システムの適正調達能力の向上を図る。

4 共同アウトソーシングの検討（19年度～）

ICTシステムを導入する場合に、共同アウトソーシングの検討を行う。

5 システム開発・導入に当たっての他自治体との連携の検討（18年度～）

ICTシステム開発・導入に当たって、システムの導入、保守、運用に係る経費と人員削減の観点から、連携を検討する。

6 情報セキュリティ体制の見直し（19年度～）

電子自治体の推進を図る上で、市民が安心して利用できるしっかりとした庁内情報セキュリティ体制が要求されることから、必要な見直しを行い、適用していく。

7 統合型GIS（地理情報システム）^{（注15）}の整備（21年度～）

統合型GISを整備し、地理情報を扱う行政運営を効率化するとともに、各種地理情報をインターネット等で公開することで、市民の利便性向上を図る。

8 公共施設案内・予約システムの充実（18年度）

老朽化した公共施設案内・予約システムを更新し、合併により加わった河辺・雄和地域の施設に関するサービスも可能な利便性の高いシステムをASP方式^{（注16）}により低価格で運用する。

9 市税の申告手続等の電子化（19年度～）

電子自治体の推進という観点から、国税や地方税法の改正の状況を踏まえつつ、インターネットを利用した新たな申告システムの構築について検討し、市税の申告手続の電子化を推進する。

10 固定資産税業務における統合型GISの活用（21年度）

地理情報の効率化及び市民サービスの向上を図るため、統合型GISを構築し、地理情報による共用空間データの統一した管理・運用を行う。

11 コンビニでの市税収納（19年度～）

市民の利便性向上のため時間制限のないコンビニからの納付を検討する。

12 戸籍事務等の電算化（20年度）

市民サービスの向上を図るため、戸籍簿等の電算化を行う。

13 介護認定審査会事務処理システムの活用（19年度）

訪問調査結果や主治医意見書等をシステムにデータとして一体的に管理することで、介護認定審査会事務の効率化と審査会資料の作成ミスを未然に防ぐことを図るとともに、情報提供等を迅速化することで市民（介護サービス利用者等）の利便性向上を図る。

14 工事関連業務の電子化（21年度）

公共工事設計積算業務の電子化により、業務の合理化・省力化を推進する。さらに、工事完成図書類の電子納品により情報の共有化や維持管理業務の向上等に資する。

注14) ICT技術

インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の略。情報通信技術を表す言葉。

注15) GIS

ジオグラフィックインフォメーションシステム (Geographic Information Systems) の略で、地理情報システムのこと。デジタル化された様々な地理データと統計・台帳データ、画像データ等を電子的に統合し、地理情報の高度利用を図るもの。

注16) ASP方式

アプリケーション・サービス・プロバイダ (Application Service Provider)方式の略。システムを保有せず、サービスのみ提供を受ける方式。

第6章 安全・安心なまちづくりとコンプライアンスの徹底(7項目)

市民生活における安全・安心の確保を図りつつ、市政運営に対する市民の信頼に添えていくため、これまでは想定されなかったような災害や事件の発生に備えていく必要がある。

そのために、市民の負託に添えて公共の課題を処理し、より高い成果をあげることができるよう、適正な事務執行体制の確立と危機管理能力の向上に取り組む。

第1節 コンプライアンスの徹底(1項目)

1 庁内コンプライアンス体制の確立(18年度)

信頼される市政運営を確保するため、法令遵守をはじめとする庁内コンプライアンス(法令遵守をはじめとした市民に信頼される市政運営への取組)体制について、システム構築や体制の整備を行う。

第2節 危機管理体制の充実・強化(6項目)

1 除排雪体制など安全安心なまちづくりのための総合システムの構築(18年度)

豪雪など様々な緊急事態に備え、市民生活の安全安心実現のため、総合的なシステムを構築する。

2 国民保護計画の作成(18年度)

武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針および秋田県国民保護計画を踏まえ、市の国民保護措置に係る計画を作成する。

3 防災マップの作成と公表(18年度～)

各種災害における地域特性や災害危険度を分りやすく地図上に表記し、電子媒体又は印刷物により市民へ公開する。

4 感染症対策の充実（18年度～）

市民が安心して健康に生活できるよう、感染症予防知識の普及と啓発を図るとともに、重大な健康被害を及ぼす感染症の発生や集団感染時等における危機管理体制の充実により、迅速的確な対応をする。

5 確認検査の体制と既存建築物の耐震化誘導策の充実・強化（18年度）

安全・安心できる建築物を確保するため、確認検査体制の確立と既存建築物の耐震化の誘導を図る。

6 防火対策推進施策の充実（18～22年度）

住宅防火対策の推進、放火火災の抑制および防火対象物の火災危険の低減を図るため、地域住民とともに推進する火災予防の体制を確立する。

第7章 地方公営企業改革の推進（3項目）

地方公営企業は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することが運営の基本理念であることから、担っているサービスに関わる市民の安全と安心を確保しつつ、効果的、効率的かつ安定的にサービスを提供していく必要がある。

そのために、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組む。

第1節 組織・人事・給与の見直し（1項目）

1 適正な定員管理の推進（18～22年度）

事務管理計画に基づき、職員数の適正化を図る。

[定員管理数値目標]

上下水道局の平成17年4月1日現在の職員数は273人であるが、適正人員の目標値を平成22年度に251人と設定し、事務改善による民間委託等の推進や退職者不補充による人員配置計画を推進する。

第2節 経営改革の実施（2項目）

1 料金精算体制の見直し（19年度）

転居時の精算および閉開栓業務の民間委託を導入することにより、人件費の抑制を図る。

2 下水道管渠等の応急措置体制の見直し（19年度～）

民間委託等を導入することにより、応急復旧作業等における人件費の抑制を図る。

第3編 資料

1 受益と負担の適正化指針

1 適正化に向けた取り組み

受益者負担の原則に基づき、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するという観点から、次のとおり取組に着手します。

- (1) 施設使用料、手数料に係るコスト算定の明確化を図ります。
- (2) 算定されたコストについて、負担割合(市費と受益者の負担割合)の明確化を図ります。
- (3) 無料施設について、受益者負担の原則を踏まえて、有料化の是非を検討し、必要な施設にあっては、有料化を行います。
- (4) 可能なものから18年度以降、順次見直しに着手します。なお、受益者負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置を考慮することを基本とします。
- (5) 負担の公平性を確保していくため、3年を目途に必要な見直しを行います。
(見直しサイクルの確定)

2 「受益と負担の適正化」の基本的考え方

行政と民間の役割分担を明確化するとともに、市民間の負担の公平を図り、市民サービス全体を向上させるため、使用料・手数料等の料金を見直します。

使用料・手数料の見直しに当たっては、ただ単にコスト計算の結果を使用料・手数料の改定に結びつけるのではなく、「現在のサービス提供原価が適正か、否か」の検証を行い、「コスト低減」と「市民サービス向上」のため、行政改革の視点から業務改善を十分に行った上で、事業の特性に応じた利用者の負担率を定め、それぞれの使用料・手数料の改定を行うものです。

使用料：行政財産を目的外に使用させ又は公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭(各種施設の使用料、市営住宅の使用料、上下水道料金、動物園の入園料など)

手数料：地方公共団体が、その地方公共団体の事務で特定の者のために提供する公の公務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する金銭(各種証明書の交付手数料など)

3 「受益と負担の適正化」へ向けた取り組みの概要

- (1) コスト算定の明確化(コスト対象範囲と算定方法の明確化)
サービスを利用し利益を受ける特定の人に、応分の負担をしていただくため、料金設定の対象となるコストの範囲や算定方法の明確化を図ります。

施設使用料

コスト対象については、施設を経営的に維持管理するための経費とし、その範囲を土地、建物等に係る経費、物件費等の消費的支出、施設の維持管理に要する人件費とします。

手数料

コスト対象については、サービス提供のために直接必要となる経費とし、その範囲を事務処理に要する経常的な事務経費と人件費とします。

コストの検証

「現在のサービス提供原価が適正か、否か」の検証を行い、現状における課題を明らかにし、「コスト低減」と「市民サービス向上」を図るため、行政改革の視点から業務改善を実施します。

(2) コスト負担割合の明確化（市費と受益者のコスト負担割合の明確化）

算定されたコストを税金（市費）と利用者（受益者）でどの程度の割合で負担しあうのか、サービスが及ぶ範囲や程度、行政関与の度合い（行政にしかできないものなのか、民間にも類似のサービスが存在するのか等）を考慮し、施設の性格に応じた負担割合の明確化を図ります。

施設使用料

算出された使用料コストのうち、受益者に負担を求めるコストの範囲を整理し、施設の性格に応じた負担割合の明確化を図ります。

- A 行政が中心となって提供され、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス
市費負担 100% 受益者負担 0%
- B 行政が中心となって提供され、個人によって必要性が異なるサービス
市費負担 50% 受益者負担 50%
- C 民間でも提供可能で、日常生活上、ほとんどの人に必要とされるサービス
市費負担 50% 受益者負担 50%
- D 民間でも提供可能で、個人によって必要性が異なるサービス
市費負担 0% 受益者負担 100%

手数料

特定の人のためにする事務に要する経費の対価として徴収するものであることから、他の業務に配分される経費など控除される経費を勘案しつつも、受益者負担100%を原則とします。

(3) 無料施設の有料化

利用する人と利用しない人との負担の公平を図るという基本的考え方に沿って、現行無料施設（今後新設される施設を含む）についても、受益者負担の原則を踏まえて有料化の是非を検討し、必要な施設にあっては有料化を行います。

(4) 18年度以降見直しに着手

可能なものから18年度以降、順次見直しに着手します。今回の適正化に向けた取り組みによる新たな料金の適用時期は、市民への周知期間等を十分考慮した上で定めることとなるため、基本的には18年度以降を想定しています。

なお、受益者負担が急激に上昇する場合は、改定上限率を設定するなどの激変緩和措置を考慮することを基本とします。

(5) 見直しサイクルの確定

負担の公平性を確保していくため、3年を目途に定期的に見直します。見直しに当たっては、「現在のサービス提供原価が適正か、否か」の検証を行い、施設の運営改善等による受益者負担コストの圧縮を図ることはもとより、受益者が負担すべきコストが適切に料金に反映されるよう見直します。

4 施設使用料・手数料改定等の手順

コスト算定方法に従い算出した受益者負担コストを基に、施設使用料にあつては、受益者が負担すべきコストが適切に反映されているか、手数料にあつては、受益者が負担すべきコストに対し手数料が適切に充足されているかなどの検証を行い、過去の改定経緯を踏まえた上で、他の市有類似施設、民間サービスおよび他市等との比較を行い、受益者が本来負担すべき料金を算定します。

受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置（上限率の設定や段階的な改定等）を考慮することを基本とします。

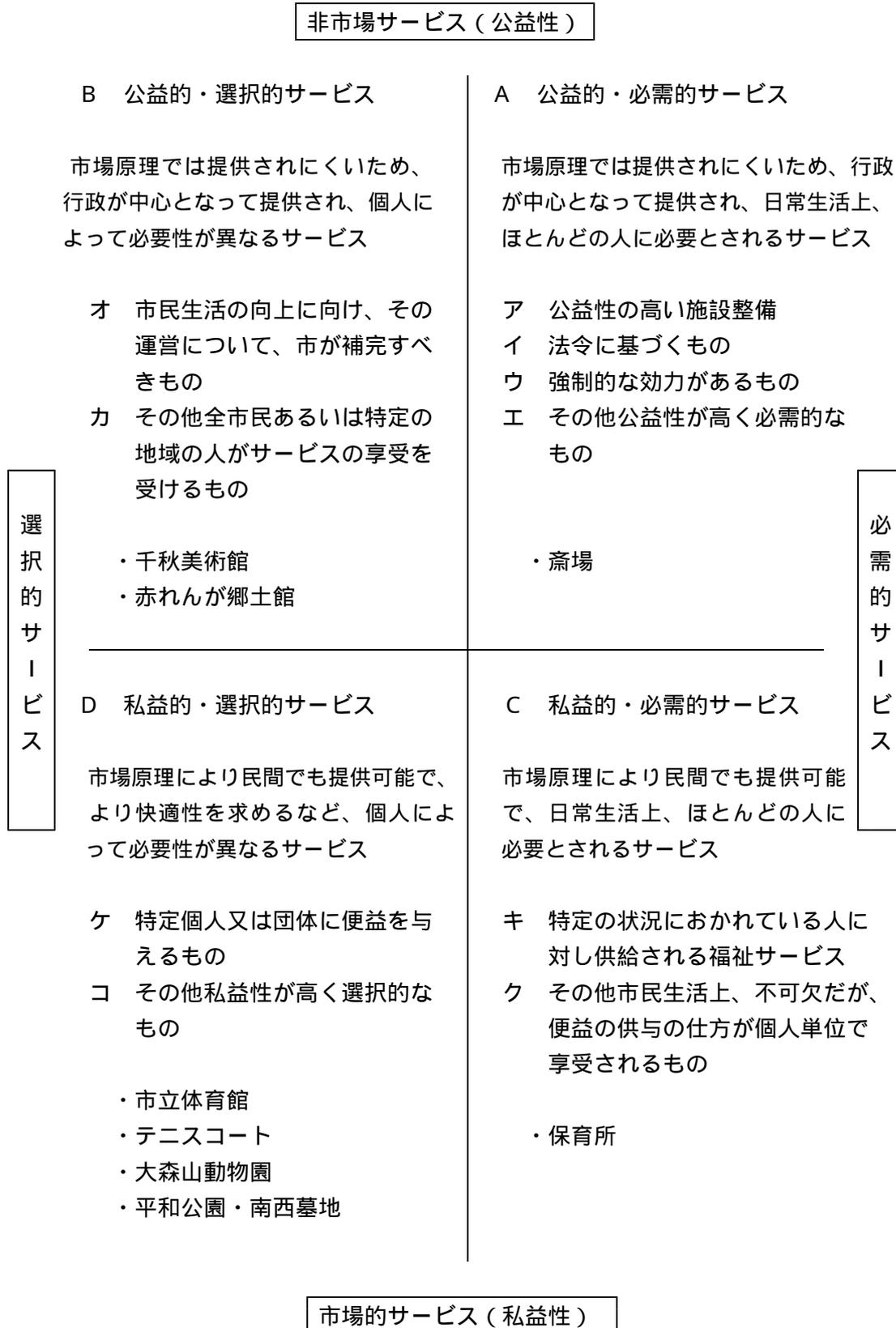
5 行政サービス負担区分のイメージ

別紙「行政サービス負担区分のイメージ」参照

6 その他

法令等の規定により、料金又は算定方法が定められた本市独自での料金設定が困難なもの、収支計画等に基づき算定されるもので固定化した料金設定が好ましくないもの等は、個別事案ごとに適正な料金を算定します。

5 行政サービス負担区分のイメージ



2 秋田市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、秋田市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定および実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は助役および収入役をもって充てる。
- 3 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、地域振興局長、国体局長、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、収入役室長、議会事務局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者および消防長

(本部長および副本部長)

第4条 本部長は本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、相場助役がその議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、具体的な事項を検討するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務部総務課長をもって充てる。
- 4 幹事は次の職にある者をもって充てる。

総務部総務課参事、企画調整課長、財政課長、生活課長、福祉総務課長、保健総務課長、環境総務課長、商業観光課長、農林総務課長、建設総務課長、都市総務課長、地域振興局総務課長、国体局総務企画課長、秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課長、市立秋田総合病院総務課長、会計課長、議会事務局総務課長、教育委員会総務課長、上下水道局総務課長、交通局管理課長および消防本部総務課長

- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、総務部次長をもって充て、事務局次長は、総務部総務課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、総務部総務課参事、人事課長、企画調整課長、財政課長をもって充てる。
- 4 事務局の庶務は、総務部総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

3 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会経済情勢の変化に一層的確に対応する改革の指針としての新たな行政改革大綱の策定および推進に関して、市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革推進市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(次期大綱の必要性)

第2条 次の3つの理由により、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする次期行政改革大綱を平成17年度中に策定する。

- (1) 現行の第3次秋田市行政改革大綱の計画期間が、平成15年度～17年度であることから、平成18年度を計画の初年度とする次期大綱の策定が必要。
- (2) 現行大綱は市町合併以前の策定であることから、河辺、雄和を含めた新市の行政区域と歳入歳出構造を前提とした新たな行革大綱が不可欠。
- (3) 総務省の「新地方行革指針」により、全国の自治体に対して平成17年度中に、集中改革プランとしての行政改革大綱を策定、公表することの指導がある。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定のため「受益と負担」などの特定のテーマに提言を行うこと
- (2) 行政改革大綱の推進にあたっての主要な事項に関し、審議すること
- (3) その他行政改革の推進に係る必要な事項に関すること

(組織構成)

第4条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

- (1) 委員構成は、行政改革について識見を有する者8名以内および公募市民2名以内による。
- (2) 委員の任期は17年度限りとする。
- (3) 委員会に会長および会長代理を置き、市長が任命する。
- (4) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (5) 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長がその議長となる。

(会議の公開)

第6条 委員会の審議は原則として非公開とするが、会議録についてはホームページ等で公開するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

別表1

区 分	委 員 氏 名
会 長	御 牧 平八郎
会 長 代 理	嶋 田 耕 也
委 員	進 藤 利 文
委 員	谷 口 満州美
委 員	梅 森 栄利子
委 員	島 澤 諭
委 員	堀 川 隆 三
委 員	細 川 真一郎
委 員	阿 部 秀 一
委 員	門 間 幸 子